

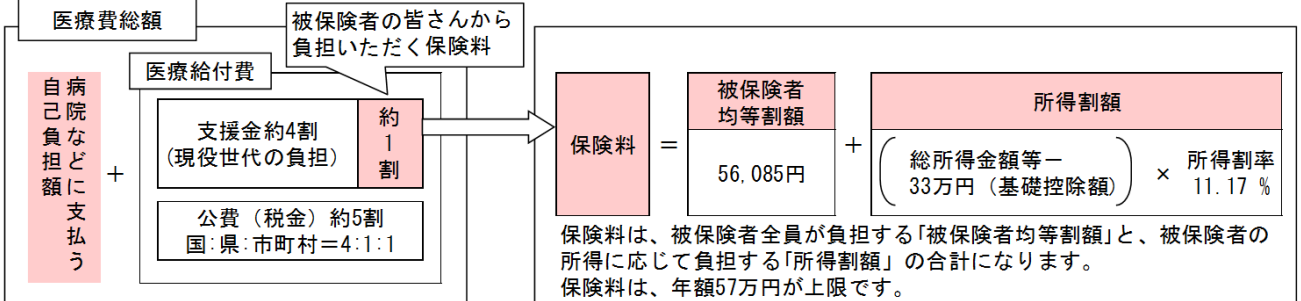
平成 29 年度 後期高齢者医療制度の保険料について

7月中旬に被保険者（加入者）の皆様へ、平成 29 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。

●保険料は、平成 28 年中の所得金額と世帯（注 1）の状況を基に算定を行い、決定します。

（注 1）：「世帯」とは、平成 29 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

■保険料の決まり方（計算方法）



- ・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直されることとなっており、平成 28 年度に改定されています。
- ・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

■保険料の軽減について

●均等割額の軽減

平成 29 年度では、平成 28 年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の 9（7）割、8.5（7）割（注 2）、5 割、2 割軽減）を継続して行います。

（注 2）：原則は「7 割軽減」ですが、特例措置により「9 割軽減」、「8.5 割軽減」となっています。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（注3）の合計額
	平成29年度	
9(7)割軽減	5,608円	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】
8.5(7)割軽減	8,412円	【33万円（基礎控除額）】以下
5割軽減	28,042円	【33万円（基礎控除額）+27万円×被保険者数】以下
2割軽減	44,868円	【33万円（基礎控除額）+49万円×被保険者数】以下

（注 3）：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15 万円」となるなど、例外があります。

●所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人は、所得割額が 2 割軽減となります。

●被用者保険（注 4）の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 7 割軽減（注 5）となります。また、所得割額はかかりません。

（注 4）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

（注 5）：ただし、均等割額の軽減が 9（7）割軽減、8.5（7）割軽減に該当する方は、それぞれ 9（7）割軽減、8.5（7）割軽減が優先されます。

■保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 TEL 75-4973